

第22期第14回釧路十勝海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和5年6月6日（火）13時45分～14時20分
- 2 場 所 釧路水産センター3F 大会議室
- 3 出席委員 亀田元教 上野 仁 後藤義勝 石川和男 中村喜美雄 北島千也
神山久典 秋森新二 中村純也 西田達雄 山崎貞夫
(欠席委員：川崎一好 柳谷法司 近藤龍洋)
- 4 事務局 佐々木事務局長 山方主任 田中主事 曾谷主事
- 5 臨席者 釧路総合振興局 武蔵水産課長 吉田技師
十勝総合振興局 小川水産課長 上條漁業管理係長
- 6 議事事項
議案第1号 北海道資源管理方針の一部改正について（答申）
議案第2号 特定水産資源に関する令和5年管理年度における漁獲可能量の
当初配分案等について（答申）
議案第3号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等
について（答申）
議案第4号 釧路十勝海区漁場計画（第15次定置漁業権）（草案）について
- 7 報告事項
(1) 令和5年まいわしたもすくい網漁業承認実績について
- 8 その他
- 9 議事の経過
(1) 開 会
事務局 | 会議開催の前に報告させていただきますが、川崎会長の御親族に御不幸
があり、急遽、本日欠席となりました。
なお、柳谷副会長が目の治療で入院中のため、欠席となっておりますの
で、本日の進行は亀田副会長へお願いいたします。
また、本年6月1日付けで北海道の人事異動がありましたので、皆様に
御紹介いたします。
・釧路総合振興局水産課 武蔵課長 でございます。
・十勝総合振興局水産課 小川課長 でございます。
・十勝総合振興局水産課 上條漁業管理係長 でございます。
どうぞよろしく申し上げます。

只今から、第22期第14回釧路十勝海区漁業調整委員会を開催します。
開会にあたりまして、亀田副会長よりご挨拶申し上げます。
- (2) 副会長挨拶
副会長 | 皆さん、こんにちは。只今、事務局から説明があったとおり、川崎会長
の身内に不幸があり急遽欠席となりました。私が代理で議事進行してまい

りますので、よろしくお願ひします。
委員会の開催に当たりまして、ご挨拶申し上げます。
委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただき、誠にありがとうございます。
また、本日は、6月1日付け人事異動でこられました釧路及び十勝総合振興局の水産課長をはじめ、担当の方々にご臨席を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、先月開催しました共同・区画の公聴会につきまして、各組合さんからのご協力をいただき、滞りなく終了することを御報告いたします。
本日の議案は、定置漁場計画（草案）を含む4件、報告事項1件となっております。
委員の皆様から忌憚のない御意見をお聴きしながら、進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げまして、開会の挨拶といたします。

(3) 出席人員報告

事務局

この後の会議進行は、亀田副会長にお願ひ致します。

副会長

出席人員を報告いたします。
委員総数14名中、出席委員は11名であり、過半数に達しておりますので、本委員会は成立いたします。
なお、欠席委員は、川崎委員、柳谷委員、近藤委員の3名です。

(4) 議事録署名委員の選出

副会長

次に、議事録署名委員につきまして、委員会規程第7条の規定によりまして、私から指名させていただきます。
本日の議事録署名は、上野委員と後藤委員にお願ひ致します。

(5) 議事の経過

副会長

それでは、議事事項に入ります。
議案第1号「北海道資源管理方針の一部改正について」、
議案第2号「特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について」を上程いたします。
それぞれ関連がありますので、あわせて事務局より説明願ひします。

事務局

議案第1号及び議案第2号について、ご説明いたします。
北海道資源管理方針の一部改正につきましては、さんまの漁獲可能量の配分に係る規定の部分と、資源管理協定へ移行に伴う資源管理対象魚種の追加でございます。
また、漁獲可能量の当初配分案については、まさば、ごまさば、ずわいがに、さんまの漁獲可能量設定について、北海道知事から諮問がありましたので、ご審議いただくものです。
詳細につきましては、振興局からご説明いたします。

釧路振興局吉田技師

「北海道資源管理方針の一部改正について」をご説明いたします。
資料1をご覧ください。北海道知事からの諮問文となっております。
めくって頂いて、新旧対照表を載せております。
今回改正する部分は、下線でお示ししております。
資料1-1(P29)をご覧ください。

改正内容につきましては、(1)、(2)の2点でございます。

まず、(1)のさんまの配分基準につきましては、他府県又は大臣管理区分との間における配分量の融通及び国の留保からの追加配分等に伴い、本道に配分された数量に変更が生じる場合には、全量を北海道さんま漁業管理区分から加除する旨の規定を追加するものです。

次に、(2)北海道資源管理方針の別紙3の追加について、ご説明します。

国が進める改正漁業法に基づく新たな資源管理では、漁業者による自主的な資源管理は、令和5年度末までの間に、現行の資源管理計画から改正漁業法に基づく資源管理協定へ移行していくこととなります。

なお、協定を知事が認定するためには、対象資源が北海道資源管理方針の別紙に位置付けられていることが必要です。

このため、昨年12月の一部改正で、19資源について追加したところですが、残りの42資源について、北海道資源管理方針の別紙3に追加するもので、現行の資源管理計画の対象となっている魚種は全て、道方針に定められることとなります。

資源ごとの資源管理の方向性については、資料1-2をご覧ください。

資源ごとに、資源水準や動向、資源管理の方向性を記載しております。

方向性の基本的考え方は、低位、低水準の資源は、5年後の2028年までに、中位、中水準以上に回復することとしております。

また、中位、中水準以上の資源については、その資源水準を維持することとしております。

以上で議案第1号の説明を終わります。

続きまして議案第2号について、説明します。

特定水産資源に関する令和5管理年度における漁獲可能量の当初配分案等について、資料2が北海道知事からの諮問文になります。

めくって頂いて、令和5管理年度知事管理漁獲可能量について、内容につきましては、3点ございます。

別紙1として、まさば、ごまさば、ずわいがにの令和5年度知事管理漁獲可能量の設定数量となります。

別紙2として、さんまの知事管理漁獲可能量の変更数量、別紙3として、国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更について、示した資料になります。

まず、まさば、ごまさば、ずわいがにに係る知事管理漁獲可能量について、説明します。5ページ資料2-1をご覧ください。

4月24日に開催された国の水産政策審議会資源管理分科会を経て、国から示されたまさば、ごまさば、ずわいがにに係る令和5管理年における知事管理漁獲可能量の当初配分に基づき、北海道に定められた数量の概要等を示したものです。

まさば、ごまさば太平洋系群のMSYを発生する平均親魚量は、170.3万トンであり、対して、2021年の平均親魚量は、168.6万トンで、MSY水準を僅かに下回る資源水準となっておりますが、昨年よりも親魚量が増加したこともあり、今回設定されたTACは、前年より1,000トン多い51万トンとなっております。

この51万トンの内訳については、大臣許可漁業、主に大中型巻き網漁業に29万トン、北海道は昨年と同様、数量が明示されない現行水準として定められております。

次にずわいがにについてですが、北海道に係るのは、北海道西部系群とオホーツク南部系群となっております。

北海道西部系群については、平成9年以降の最大漁獲量を考慮して、43トンが設定され、全量の43トンが北海道に定められております。

また、オホーツク南部系群につきましては、近年の最大漁獲量を考慮して、1,000トンがTACとして設定され、北海道には、125トンが定められております。

続きまして、資料2-2令和5年のTAC（変更分）についてをご覧ください。

令和5年4月24日に開催された、国の水産政策審議会（資源管理分科会）を経て、国から示されたさんまの令和5管理年度における漁獲可能量の変更に基づき、北海道に定められた数量の概要等を示したものです。

さんまは、国際交渉により、我が国の漁獲可能量が定められており、令和5年3月のNPFC年次会合で、さんまの保存管理措置が変更され、およそ25%の削減措置が合意されたことに伴い、TACは118,131トンとなっております。

なお、配分については、全さんま、道東小型さんま、オホーツクさんま協議会、岩手さんまの4者による確認書に基づき配分されておりますが、昨年の11月に確認書の内容が改訂され、新たな内容に基づく配分となっており、北海道に対しては、4,800トンが配分されております。

この資料に記載されておきませんが、4,800トンの内訳としましては、採捕実績が93%を占めるさんま漁業に4,600トンを、その他漁業に対しては、現行水準として設定することとなります。

次に、資料2-3から資料2-5については、各魚種の配分に係る個別の考え方を記載しております。

先程説明した内容と重複することから、後程お目直しをお願いします。

10ページの資料2-6には、令和4年と令和5年の配分量の比較についてを載せておりますので、併せてお目直しをお願いします。

最後に、資料は戻りまして、4ページ別紙3国の留保からの追加配分等に伴う漁獲可能量の変更についてをご覧ください。

1. 背景ですが、さんまについては、国の留保枠が設けられてきたものの、令和4管理年度までは国の留保から都道府県等への配分方法等については定められていませんでしたが、令和5管理年度から配分できるよう、国の基本方針が改正され、今般、先程ご説明したとおり道方針を改正し、追加配分の基準を定めることとしております。

また、漁獲可能量の変更につきましては、漁業法に基づき、関係海区漁業調整委員会の意見を聴くこととされていますが、これまで、まいわし太平洋系群などの他魚種では、予め、行政庁の恣意性のない機械的な追加配分の方法を定め、事前に海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で同意を得ておくことで迅速な対応をする事後報告できるとされてきたところです。

2. 今後の取扱いをご覧ください。

さんまに係る国の留保からの追加配分及び融通については、道方針別紙1-1（さんま）の第3に基づき、全量を北海道さんま漁業から加除することとしており、知事の裁量の余地のない機械的な変更であることから、迅速配分のため、関係海区漁業調整委員会には事後報告で対応させて頂きたいと考えております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

副会長

只今、議案第1号、議案第2号について、一括して説明がありました。委員の皆さんから御意見、御質問はありませんか。

（な し）

副会長 それでは、議案第1号及び議案第2号の諮問内容について、適当であることを、北海道知事に答申することとします。

副会長 次に、議案第3号「知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間等について」を上程いたします。
事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について、説明いたします。
今回の案件としましては、道漁業管理課所管のいるか突棒漁業（北海道沖合海域、道外者）、かにかご漁業（けがに）（十勝・釧路西部海域）、釧路総合振興局所管の機船船びき網漁業（ちか）（釧路総合振興局沖合海域）、いさざあみ機船船びき漁業、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業 ほっきがい）、ほっけ固定式刺し網漁業、潜水器漁業、十勝総合振興局所管のかれい固定式刺し網漁業、小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業）（ほっきがい及びえぞばかがい）について、北海道知事から諮問がありましたので、御審議くださいますよう、よろしくお願います。
内容につきましては、釧路総合振興局からご説明いたします。

釧路振興局吉田技師 議案第3号について、説明いたします。
十勝総合振興局の案件も含めまして、私から一括説明いたします。
今回諮問する知事許可漁業は、9漁業種類となります。
資料3-1が知事からの諮問文です。
内容につきまして説明いたします。資料3-2をご覧ください。
1ページから2ページが本庁処分のいるか突棒漁業（北海道沖合海域、道外者）、十勝、釧路西部海域のけがにかご漁業の2漁業種類です。
釧路総合振興局処分の知事許可漁業としましては、3～7ページに記載しているちか機船船びき網漁業、いさざあみ機船船びき漁業、小型機船底びき網漁業（ほっきがい）、ほっけ固定式刺し網漁業、うに潜水器漁業の5漁業種類です。
十勝総合振興局処分の知事許可漁業としましては、8ページから9ページに記載しているかれい固定式刺し網漁業、小型機船底びき網漁業（ほっきがい、えぞばかがい）の2漁業種類です。
これら漁業の隻数枠につきましては、参考として関係漁協の意見を聴いた上で設定し、その他制限措置の内容は、従前と同様の内容となっております。
次に、釧路総合振興局からの諮問案件で、許可又は起業の認可基準案についてですが、資料3-3をご覧ください。
これは、漁業法改正後、初めて制限措置の公示を行ういさざあみ機船船びき網漁業に係る許可の基準です。
他の知事許可漁業の基準と同様に、優先順位については、第1位が当該漁業の操業実績者、第2位が当該漁業の許可受有者、第3位が許可等を有していない者となるよう、設定するものです。
以上、議案第3号の説明を終わります。

副会長 只今、議案第3号について、事務局から説明がありました。
この件につきまして、皆さんからご意見、ご質問がありましたら、お願います。

(な し)

副会長	<p>それでは、議案第3号について、適当であることを北海道知事に答申することとします。</p>
	<p>続きまして議案第4号「釧路十勝海区漁場計画（第15次定置漁業権）（草案）」について」事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>この度、釧路、十勝総合振興局から、定置漁業権に係る漁場計画（草案）の協議がありました。</p>
	<p>資料は、資料4-1が振興局の草案に係る定置漁業権漁場計画の策定にかかる考え方、資料4-2が釧路管内分の漁場計画、漁場図、第14次からの変更点、資料4-3が十勝管内分の漁場計画、漁場図、第14次からの変更点になっています。</p>
	<p>内容につきましては、振興局から説明いたします。 釧路総合振興局から説明をお願いします。</p>
釧路振興局吉田技師	<p>議案第4号「釧路十勝海区漁場計画（第15次定置漁業権）（草案）」について、説明いたします。 資料4-1をご覧ください。</p>
	<p>釧路、十勝両振興局の定置漁業権漁場計画の策定にかかる考え方について、説明いたします。</p>
	<p>基本的な考え方としては、「地場資源の回復や安定」、「資源状況に見合った合理的な生産体制の確立」を基本として、漁業の操業実態などを総合的に検討の上、漁場計画を策定する考えです。</p>
	<p>具体的な事項として、①漁場計画の検討については、以東海域全体として、さけの来遊状況が大変厳しいことから、適切な漁場区域の設定に努め、経営の安定化に向けて漁場の整理統合等を進め、秋さけの資源量に見合った生産体制とするものです。</p>
	<p>既存漁場の統合や移設については、他種漁業との調整や、漁獲圧力が現状を超えないことを前提として検討することとしております。</p>
	<p>②漁場の位置及び区域については、現行と同様の区域とすることを基本としております。</p>
	<p>③漁業の名称については、現行どおり「さけ定置漁業」とすることを基本としております。</p>
	<p>④漁業時期⑤条件についても、現行の内容とする考えです。 次に資料4-2をご覧ください。</p>
	<p>釧路総合振興局管内の定置漁業権草案について、釧路総合振興局長から釧路十勝海区漁業調整委員会会長あての協議文です。</p>
	<p>2ページから7ページが漁場計画の草案です。</p>
	<p>この草案については、釧路管内の定置漁業権者に対して継続や移設、廃統の要望や意向等を事前に確認し、反映した内容としております。</p>
	<p>変更箇所としては、漁場の移設要望が2ヶ統、廃統が11ヶ統ございます。</p>
	<p>まず、漁場の移設要望について、説明いたします。 19ページをご覧ください。</p>
	<p>漁場の移設要望のある釧路さけ定第2号についてですが、まず、旧釧路さけ定第3号について、漁業権者の意向により廃統します。</p>
	<p>その廃統された漁場区域内で、新釧路さけ定第2号の漁場として漁業権を設定するものです。 これは旧釧路さけ定第3号が旧釧路さけ定第2号より桂恋漁港に近いことから、漁業の効率化を図るものです。 次に20ページをご覧ください。</p>

旧釧路さけ定第9号の移設についてですが、釧路港がバルク港湾計画の対象となり、大型タンカーなどの入港増加が予想されることから、漁具被害等を懸念して、漁場の移設を検討せざるを得なくなった背景があり、平成28年から釧路市漁協において、漁場の選定調査を行ってまいりました。

その結果、図面にお示した場所へ移設することといたしました。

最後に、26ページをご覧ください。

第15次定置漁業権漁場計画（草案）に係る変更点を記載しております。

廃続する定置につきましては、先程ご説明した釧路さけ定第3号を含めた11ヶ統でございます。

漁業の採算性や親魚確保を考慮した上、継続が難しいとの意向のため、廃続する内容で草案を作成しております。

以上で釧路総合振興局管内分の説明を終了いたします。

事務局

続いて十勝総合振興局から説明をお願いします。

十勝振興局上係長

十勝管内の草案について説明いたします。

資料4-3をご覧ください。

1ページ目が諮問文となっており、2ページ移行が草案の内容となっております。

十勝管内の定置漁場は、いずれも適切かつ有効に利用されており、漁業権者の意向調査において、全員、現行内容での漁場計画の策定を望んでまいりました。

このため、漁業法の規定により、十勝管内の次期漁場計画については、基本的に全ヶ統現行どおり漁場計画を策定すべきものと判断されます。

次に個別の漁場計画について、説明させていただきます。

大津漁協の浦幌さけ定第1号から第5号、豊頃さけ定第1号から第6号、大樹漁協の大樹さけ定第1号から第6号、広尾漁協の8ヶ統中の広尾さけ定第1号から第6号の6ヶ統は、全て、漁業時期や条件等は現行どおりの内容で草案を策定しております。

次に、17ページをご覧ください。

広尾さけ定第7号と春定置の8号ですが、春定置の8号を秋さけ定置の7号へ移設統合して、7号を残して、秋さけ定置から春・秋定置にする計画となっております。

これは、広尾漁協において、春定置の8号について、現状の収支等を踏まえて、次期の操業計画を見直した結果、7号へ移設統合することとなりました。

これによりまして、7号の草案につきましては、漁業時期や操業期間、条件を秋さけ定置から春・秋定置へ内容を変更しております。

なお、この移設統合については、広尾漁協で漁業調整が図られているほか、沖側の8号から陸側の7号への移設統合であるため、現状の漁獲圧を超えないと判断されることから、（資料4-1で説明した）「定置漁業権漁場計画の策定にかかる考え方」に沿った内容と考えております。

最後に、説明が一点ございます。

8ページをご覧ください。

河口付近の規制区域内にある豊頃さけ定第2号について、親魚確保に支障ない旨、水産林務部と協議済みでありますので、現行どおりの内容で草案としております。

以上で十勝管内の説明を終わります。

副会長 次に、先程開催した切替小委員会の開催結果について、事務局より報告願います。

事務局 切替小委員会で協議した結果ですが、異論なしと決定されたので、報告いたします。

副会長 議案第4号について、総体的な次期の定置漁業権漁場計画の説明、さらに、釧路総合振興局、十勝総合振興局からそれぞれ地区の漁場計画の説明、最後に切替小委員会の開催結果の報告がありました。
この件につきまして、委員の皆さんからご意見がありましたら、ご発言をお願いします。

(な し)

副会長 それでは、議案第4号の「釧路十勝海区漁場計画（第15次定置漁業権）（草案）」について、異論がない旨、振興局へ回答することとします。

次に、報告事項に入ります。

報告事項1「令和5年まいわしたもすくい網漁業承認実績」について、事務局より説明願います。

事務局 報告事項1「令和5年まいわしたもすくい網漁業承認実績」について、ご説明いたします。

4月20日付けで委員会指示を発動しました「まいわしたもすくい網漁業」について、承認状況を報告いたします。

5月末日現在の承認数は73件、前年度の最終承認数は76件です。

承認期間は、令和5年6月1日から令和5年12月31日までです。

現在、使用船の増トン予定が4件あり、この4件については、書類が整い次第、追加承認することで進めておりましたが、1隻申請取り下げがありましたので、最終的には、昨年度と同数の76隻が承認実績になると想定しております。

以上で説明を終わります。

副会長 只今、事務局より説明がありました。
皆さんから何かありましたら、お願いします。

(な し)

副会長 事務局から何かありますか。

事務局 次回の海区委員会ですが、7月下旬の開催で調整を進めさせて頂きたいと考えておりますので、よろしく願います。

副会長 皆さんのおかげで、すべての議事を終えることができました。
この地区の秋さけ漁業は大変な状況です。
課題解決に向けて漁業者はもちろん、皆さんとともに協力して、解決に向けて頑張っていきたいと考えておりますので、よろしく願います。
本日は、ありがとうございました。